

件名	愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法(昭和29年法律第162号)第57条、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条

【改正の概要】

人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案及び特殊詐欺への対策の強化に必要なため、警察官の定数を9人増員するもの

1 警察官	2, 446人	→	2, 455人	(+9人)
(1) 警視	100人	→	100人	(増減なし)
(2) 警部	205人	→	205人	(増減なし)
(3) 警部補及び巡査部長	1, 406人	→	1, 412人	(+6人)
(4) 巡査	735人	→	738人	(+3人)
2 警察官以外の職員	415人	→	415人	(増減なし)
計	2, 861人	→	2, 870人	(+9人)

施行日	平成28年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

- 法令
 - 警察法 (昭和29年法律第162号)
 - (職員の定員)
 - 第57条 省略
 - 2 地方警察職員の定員 (警察官については、階級別定員を含む。)は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。
 - 警察法施行令 (昭和29年政令第151号)
 - (地方警察職員の定員の基準)
 - 第7条 法第57条第2項に規定する地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第2及び別表第3のとおりとする。

○ 四国4県の警察官 (政令定員等) の状況

県名	現在の政令定員	増員数	改正後の政令定員
徳島県	1, 522人	7人	1, 529人
香川県	1, 826人	8人	1, 834人
愛媛県	2, 410人	9人	2, 419人
高知県	1, 582人	8人	1, 590人